

(5) 肝臓の障害

肝臓の障害は、次により等級を認定します。

障害等級	後遺症状
第9級	肝硬変（ウイルスの持続感染が認められ、かつ、AST(GOT)・ALT(GPT)が持続的に低値であるものに限る。）
第11級	慢性肝炎（ウイルスの持続感染が認められ、かつ、AST(GOT)・ALT(GPT)が持続的に低値であるものものに限る。）

(6) 胆のうの障害

胆のうを失ったものは、第13級に認定します。

(7) すい臓の障害

すい臓の障害は、次により認定します。ただし、軽微なすい液瘻を残したために皮膚に疼痛等を生じるものは、局部の神経症状として第12級又は第14級に認定します。

障害等級	後遺症状
第9級	外分泌機能の障害と内分泌機能の障害の両方が認められるもの
第11級	外分泌機能の障害又は内分泌機能の障害のいずれかが認められるもの

外分泌機能とは、脂肪、蛋白、炭水化物を分解するための諸種の消化酵素を含んだ液（すい液）を産生する働きをいいます。また、内分泌機能とは、糖・脂質代謝に重要な機能を果たすインスリン、グルカゴンや消化管機能に重要な機能を果たすホルモンを分泌する働きをいいます。

(8) ひ臓の障害

ひ臓を亡失したものは、第13級に認定します。

(9) 腹壁癒痕ヘルニア等を残すもの

腹壁癒痕ヘルニア、腹壁ヘルニア、鼠径ヘルニア又は内ヘルニアを残すものは、次により等級を認定します。

障害等級	後遺症状
第9級	常時ヘルニア内容の脱出・膨隆が認められるもの、又は立位をしたときヘルニア内容の脱出・膨隆が認められるもの
第11級	重激な業務に従事した場合等腹圧が強くなる時にヘルニア内容の脱出・膨隆が認められるもの